

第1条（目的）

この運用基準は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）が定める「競技者等に関する倫理規程」（以下「競技者規程」という。）の第5条において規定する「競技者の商行為」及び第9条第2項で規定する「審判員及びパワー関係者等の商行為」を具体的に例示するとともに、届出書の提出手続等について定めるものである。

第2条（適用範囲）

- 1 競技者とは、競技者規程第2条第1号に規定する者をいう。なお、既に引退を宣言して大会に参加していない選手又は引退宣言はなくとも将来にわたり選手登録の意思のない選手は、競技者から除くものとする。
- 2 届出を必要とする競技者の商行為とは、以下の活動を行って賞金又は物質的・金銭的報酬（以下「対価」という。）を得ることをいう。
 - (1) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット、その他のメディア（名刺、看板、パネル等及びパワーリフティングの大会プログラム、他の競技等の団体行事に伴うプログラム、パワーリフティングの普及・啓発用パンフレット等の各種印刷物を除く。）において、自己又は第三者のために、競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は自ら経営するトレーニングジム等の事業所（以下「事業所」という。）の名称を使用して宣伝素材とすること。
 - (2) テレビ番組又はラジオ番組への出演。ただし、一般的な報道の一環として又はパワーリフティングの普及活動若しくは啓発活動として認められる場合は除く。
 - (3) 第三者が主催する講演会又はセミナー等に講師として参加すること。ただし、パワーリフティングの普及活動又は啓発活動を目的とするものであると認められる場合は除く。
 - (4) パワーリフティング、トレーニング、ニュートリション、サプリメント、アンチ・ドーピング等に関する講演会、セミナー等を競技者自身が主催又は共催すること。なお、競技者が講演会、セミナー等を後援又は協賛する場合であっても、競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用するときは、商行為とする。
 - (5) 本協会、本協会の加盟団体及び関連団体以外の他の団体又は事業所の行事として行われるパワーリフティング大会、ベンチプレス大会等にゲストリフター等として参加すること。
 - (6) 第三者又は自らが販売するTシャツ等の物品に、競技者自身の写真、名前、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用すること。ただし、当該事業所の会員に、当該物品を支給又は提供する場合は除く。
 - (7) 本協会が主催する全日本大会の写真及びビデオ（DVDを含む。）撮影。
- 3 交通費、宿泊費及び通信費その他の実費は、前項の対価には含まれないものとする。
- 4 第2項第2号及び第3号のただし書きについては、事前に又は事後速やかに、出演又は講演内容を本協会の広報委員会に報告しなければならない。

第3条（除外事項）

次のような活動は、自らの費用で行う場合、競技者規程第5条で規定する商行為とせず、届出の必要はないものとする。

- (1) パワーリフティング選手等を含む運動選手向け育成・強化等、運動選手以外の健康管理・筋力強化等のためのトレーニングジム、フィットネスジム等の経営
- (2) パワーリフティング用品、トレーニング用品、サプリメント又はトレーニング内容を撮影した写真、ビデオ（DVDを含む。）等の販売事業
- (3) パワーリフティング、トレーニング、ニュートリション、サプリメント、アンチ・ドーピング等に関する出版事業
- (4) 競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用する名刺、看板、パネル等の作成
- (5) パワーリフティングの大会プログラム、他の競技等の団体行事に伴うプログラム、パワーリフティングの普及・啓発用パンフレット等の各種印刷物に競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称若しくは事業所の名称を使用すること又はこれらを使用して宣伝広告を行うこと

第4条（届出手続等）

- 1 競技者規程第5条第2項で規定する届出は、毎年度初めに、本協会のホームページにおける所定のオンライン手続により、コンプライアンス委員会宛に行うものとする。ただし、突発的又は不定期に生じる商行為については、その都度、速やかに事前に届出をしなければならない。
- 2 コンプライアンス委員会は、前項の届出を受け付けた場合、その届出内容を審査した上で当該届出に係る商行為の可否を決定し、その決定内容を文書にて届出者に通知する。
- 3 コンプライアンス委員会は、前項の審査に当たり、必要事項の記入がない、関係資料の添付がない等の書類上の不備等がある場合又は記載内容に疑義がある場合には、届出者等に問い合わせ確認をするほか、再度の届出を求めることができるものとし、指定した期日までに適切な回答又は対応がないときには、当該届出を却下することができる。
- 4 コンプライアンス委員会は、前2項に規定する決定内容を速やかに理事会に報告しなければならない。報告を受けた理事会は決定内容に疑義がある場合、コンプライアンス委員会に対して審査のやり直しを指示することができる。
- 5 コンプライアンス委員会は、理事会から前項に定める指示を受けたとき、再度第2項又は第3項に定める審査を行い、その審査結果を理事会に報告するものとし、報告を受けた理事会はその内容を審議し、最終判断を行い、最終判断の結果を届出者に通知する。
- 6 届出書及び承諾に関する文書の書式は、別に定める。

第5条（審判員及びパワー関係者等の商行為）

届出を必要とする審判員及びパワー関係者等の商行為については、この運用基準第2条第2項乃至第4項、第3条及び第4条を準用する。この場合、「競技者」を「審判員及びパワー関係者等」と読み替えるものとする。

第6条（協議事項）

この運用基準に関して明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議

の上、解決を図るものとする。

第7条（運用基準の改廃）

この運用基準の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この運用基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この運用基準は、平成28年2月26日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この運用基準は、平成30年11月7日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この運用基準は、令和2年9月14日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この運用基準は、令和5年12月21日に改訂し、同日から施行する。